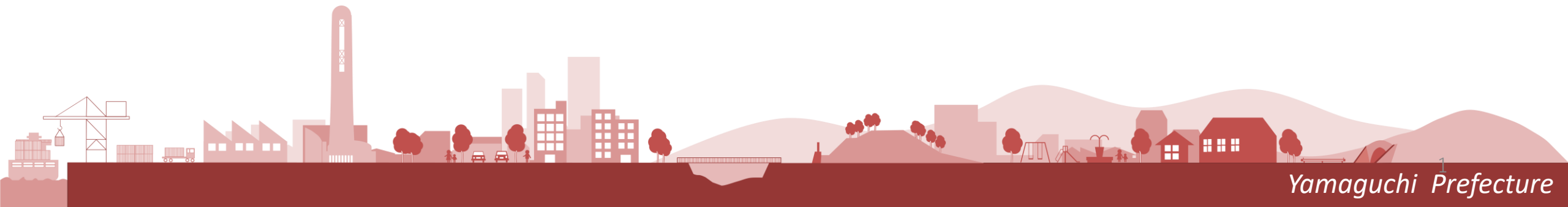


ICT活用工事実施要領の改正

令和7年9月
技術管理課
建設DX推進班



平成 29 年	7 月	1 日	ICT土工の開始（特記仕様書と履行証明書のルール適用開始）
令和 2 年	5 月	1 日	ICT土工に付帯構造物設置工を追加 ICT舗装工・ICT河川浚渫の追加
令和 2 年	10 月	1 日	国の積算要領の変更による改正
令和 3 年	5 月	1 日	ICT法面工の追加
令和 3 年	10 月	1 日	ICT舗装工（修繕工）の追加（履行証明書のシステム出力開始）
令和 4 年	10 月	1 日	ICT土工に小規模土工を追加 県の積算要領を廃止 入札公告への明記を廃止 ICT河川浚渫→ICT河川浚渫工への名称変更 ICT舗装工（修繕工）→ICT舗装工への名称変更
令和 5 年	5 月	1 日	特記仕様書及び履行証明書の廃止 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用積上げの補足を追記
令和 6 年	10 月	1 日	試行から実施への変更 発注者指定型の導入 国が基準を持つ全工種を対象に オンライン電子納品の必須化
令和 7 年	10 月	1 日	発注者指定型に路盤工事（ICT舗装工）を追加

追加する発注者指定型

○路盤工事（3次元設計データを活用したTSによる出来形管理もICT活用工事と認める）

これまでの発注者指定型

○3次元測量または3次元設計データが準備されている工事

（例）

- ・ BIM/CIM対象事業で測量設計時に準備されている場合
- ・ 周辺工区の工事内で3次元測量を実施している場合
- ・ 周辺工区の施工履歴データ等により3次元設計データが準備されている場合

○河川堆積土砂撤去工事

ICT活用工事を行うことで、最も生産性向上が図れる工種であるため

■適用対象外

- ・ 山口県土木工事施工管理基準に基づく出来形管理を行わないもの
- ・ 予算上の制約があるもの

- ・下層路盤工事と上層路盤工事が対象
- ・②④⑤のみも可
- ・④についてはTSによる出来形管理も可

参考：TS等光波方式を用いた出来形管理の詳細な記載箇所は下記のとおり
3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）令和7年3月版参照

■第1編総則

第1章 3次元計測技術を用いた出来形管理の適用工種・適用範囲一覧

第2節 舗装工における適用工種・適用範囲一覧

2-2 断面管理の場合

■第3編出来形管理編

第2章断面管理

■技術概要集 TS等光波方式

① 3次元測量

② 3次元設計 データ作成

③ ICT施工

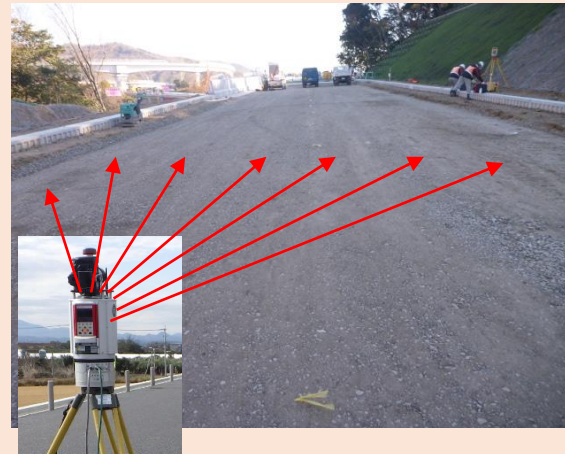
④ 出来形管理 (TSによる管理も可)

⑤ 3次元デー タ納品

③ ICT施工

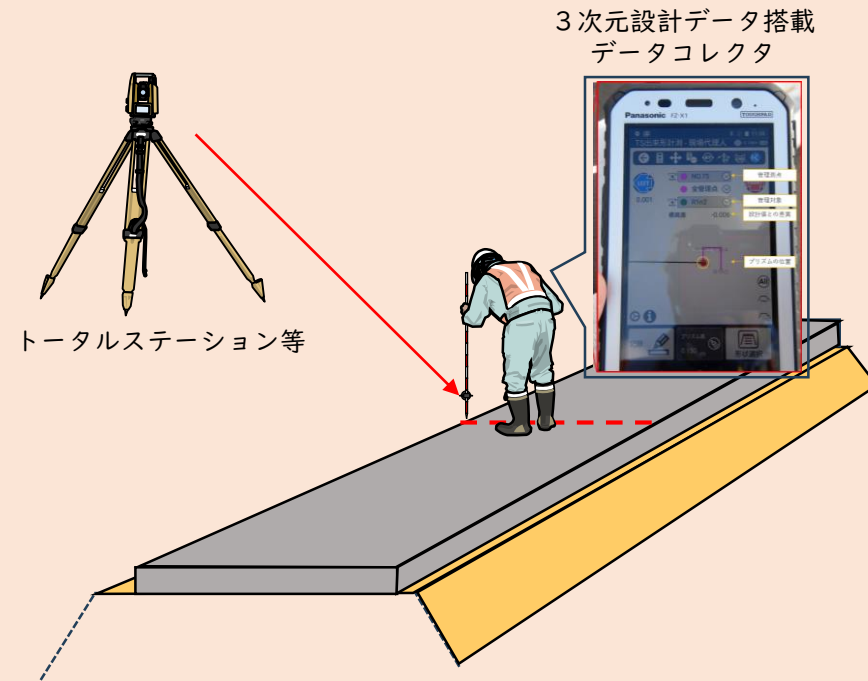


④ 出来形管理



地上型レーザースキャナー

TLSを用いた出来形管理（面管理）



TS等光波方式を用いた出来形管理（断面管理）

■アスファルト舗装工のみの工事については、従来どおり受注者希望型とする〈TSによる出来形管理については推奨〉
→アスファルト舗装工の面管理による求める基準のレベルが高く、ICT技術の導入に伴うコストの増加、既存の作業方法との相性の悪さ、データ管理の複雑さなどから、現時点では積極的に取り組むものではないと判断。